

「独占禁止法改正案の概要」に対する意見

- - 自由で公正な、活力ある経済社会の実現に向けて - -

2004年6月24日
社団法人 経済同友会

．経済同友会の基本的姿勢

経済同友会は、かねてより「官から民へ」の流れを促進し、民間活力を最大限に引き出すような政策の実現を求めてきた。その意味では、できる限り規制を撤廃し、自由で公正な競争が行われる環境を整えることと同時に、自己規律と監視の徹底を通じて、市場に対する信頼性を高める仕組みを確立することが必要だと考える。

同時に、我々は、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を提唱する立場から、企業の経済活動そのものが、社会の健全な発展にとって好ましいものであるべきとの強い確信を持っている。

このような基本的な認識に立って、この度、経済活動の基本ルールである独占禁止法を強化する方向で、見直しが進められていることは時宜を得たものと評価する。

秋の臨時国会に向けて、事業者のみならず消費者である国民の意見も踏まえて、幅広く前向きな議論が行われることを期待するとともに、その一助となることを願って、この度本会としての意見を以下に提示したい。

．主な論点に対する意見

1．課徴金制度の見直し

不法取引への関与が反社会的行為であるばかりか、企業活動に深刻な損害を与え得るものだという認識を広めるためにも、独占禁止法における罰則を強化する方向性を基本的に支持する。よって、不正取引を抑止する手段として課徴金制度を見直し、これを引き上げることに賛成である。

その際、公正取引委員会による「独占禁止法改正案の概要」においては、算定率引き上げの根拠として、過去のカルテル・談合による不当利得の実態等が示されており、一応の説得力があると評価する。現行の2倍という算定率から導き出される課徴金額自体も、欧米諸国の事例に比べて、決して法外なものとは思わない。

また、わが国におけるカルテル・談合等の不法行為の累犯性が、先進諸外国に比べ高いという状況に鑑みて、加算制度を導入することについても賛成する。

2．課徴金減免制度の導入

事業者には不正取引からの自発的な離脱を促し、当局が不法取引に関する精度の高い情報を得ることを支援するために、課徴金減免制度を新たに導入するという方針に基本的に賛成である。

事業者に対し、当局への報告・協力を行う効果的なインセンティブを付与するにはどうすべきかという視点に立ち、また、わが国経済社会の現状を踏まえて、具体的な制度設計を進めていただきたい。

3．犯則調査権限の導入など

グローバルな視点に立った、公正かつ透明性の高い適正手続きの保障の原則が担保されることを前提に、基本的に賛成する。

については、改正案に付記されている事項（犯則調査部門と行政調査部門の間にファイアー・ウォールを設ける等）の徹底を望む。

4．罰則規定の見直し

グローバルな視点に立った、公正かつ透明性の高い適正手続きの保障の原則が担保されることを前提に、基本的に賛成する。

法人重科の導入についても、「確定排除措置命令違反」を対象とするものであれば、企業の創意工夫を阻害したり、事業者を過度に萎縮させたりすることにはつながらないものと判断し、これを支持する。

5．審判手続きの見直し

グローバルな視点に立った、公正かつ透明性の高い適正手続きの保障の原則が担保されるよう望む。そのような観点から、排除措置命令に際しても事前手続を設け、当事者に意見を述べる機会を付与するという提案を評価する。

同時に、法曹資格を有する審判官・審査官の増員、刑事手続と行政手続の間のファイアー・ウォールの確立等、公正取引委員会の組織・体制面での整備についても、具体的な見通しが示されるべきである。

・臨時国会に向け、検討を期待する項目について

1. 「官製市場」の問題に関して

一部の企業とはいえ、依然としてカルテル・談合等の不正行為が後を絶たないことは遺憾だが、同時に、こうした行為の多くが、「官製談合」と指摘されるように、官製市場において繰り返されていることも否定できない。

今回の独占禁止法改正案が、全体として罰則強化による不法取引の抑止効果を狙うものである以上、事業者側だけではなく官の問題にも踏み込んだ検討が必要であることは論を待たない。

具体的には、昨年施行された「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」の運用状況や現時点での効果をレビューした上で、同法の強化を図る必要がある。その際、入札談合関与行為の規定の拡大（事業者による談合の黙認等の不作為、そそのかしを含める）、入札談合関与行為に対する損害賠償請求要件の厳格化（「故意または重過失」から「故意または過失」へ）、入札談合関与行為を行った職員に対する処罰の厳格化（懲戒、刑罰の適用）、公正取引委員会と会計監査院との連携強化（公的部門の会計、公共調達に関する総合的な監視機能の強化）等の手段により、同法の趣旨を徹底することを求めたい。

同時に、公共調達においても、「一定のコストに対し最も価値の高いものを調達する」という基本理念を徹底するなど、入札制度の改善に向けた一層の努力が求められる。

2. 公正取引委員会の役割に関して

独占禁止法の、特に罰則規定を強化する今回の改正案は、公正取引委員会に期待される役割・権限にも、自ら影響を及ぼすことになる。公正取引委員会には、まずは、これまでの規定・権限の中で、不当廉売等を含む不正な取引に対する監視を十分に行ってきたか、真摯に省みることを求めたい。

その上で、改正案の趣旨に則り、適正な手続による法の運用・執行を進めるために、公正取引委員会の組織・体制を質・量両面において強化し、市場の番人としての役割を十分に果たせるようにすべきである。その際、公正取引委員会の構成をも見直し、企業経営者を委員に登用するなど、経済・経営の実態が制度設計やその運用に反映されるよう求めたい。

また、公正取引委員会に対する国民の期待に誠実に応え、制度に対する信頼性を担保するために、十分な情報開示（ディスクロージャー）説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、公正かつ透明性の高い適正手続き（デュー・プロセス）の原則に則った執行を着実に進めていただきたい。

．今後の取り組みへの期待

今回の独占禁止法改正は、経済社会のあり方、わが国司法の役割、企業経営のあり方等、幅広い分野に影響を及ぼす極めて重要な問題である。

これを機に、「官から民へ」、「行政による事前規制社会から、司法による事後チェック社会へ」という大きな構造改革の流れの中で、自由で公正な競争こそが社会全体の活力を生むという共通認識を醸成し、わが国経済社会のあり方を変えていくことが最も重要であろう。

我々は、独占禁止法の罰則強化と公正取引委員会の権限拡大を目指す今回の改正案の方向性を支持するとともに、秋の臨時国会に向け、自由民主党のマニフェストや「骨太の方針 2004」に示された方向に沿って、幅広く活発な議論が行われることを期待する。

また将来的には、今回の改正案により、課徴金の性格が「不当利得の剥奪」から「行政上の制裁」へ転換されることを受けて、課徴金制度のあり方をはじめ、措置体系を根本から見直す必要があるのではないか。

課徴金が「行政上の制裁」である以上、対象となる不法行為の重みや性質に照らして妥当なものでなければ、社会の理解と納得を得ることは難しい。企業規模に応じて一律的に課徴金を算定する制度のあり方や、企業規模による課徴金の格差等も視野に、実効性と公正性を兼ね備えた制度設計を進めていただきたい。

以上